

【環境衛生部】

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	1	<p>【ごみステーションの入れ口が道路向き危険】 明野柳町内会</p> <p>明野南二条通り、三条通りのバス通りにあるごみステーション(箱型)の入れ口が、車道向きに設置してあるのでごみ袋を入れるときに車道に身体を乗り出すため、車との事故にもなりかねない危険性がある。明野南二条通り9か所、三条通り4か所程ある。冬場は、特に滑って危険なので、歩道側に入れ口を向けていただきたい。回収業者さんには、ご苦労をお掛けすると思いますがよろしくお願ひいたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 箱型のごみステーションは、道路状況などを考慮し、町内会や利用される方々と協議しながら適宜設置をしております。 御要望いただきました明野南二条通り、三条通りのごみステーション(13か所)につきましては、現地を確認し、これまでに11か所のステーションについて、向きを変えるなどの改善を行いました。今後ごみステーションについてお気付きのことやお困りのことがございましたら、ゼロごみ推進課(55-4077)まで御連絡をお願いします。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 残りの2か所につきましては、<u>地域住民との協議のうえ現状の位置で対応することとしました。</u></p>	A	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	2	<p>【柳町4丁目アパートごみステーション周囲の環境悪化】 明野柳町内会</p> <p>柳町4丁目6番地のアパートERST PHASE I～IV棟において、3か所のごみステーションの管理が悪いと苦情がある。ごみ箱裏に多くの燃えないごみが捨てられていたり相変わらずごみが散乱している。ゼロごみ推進課から管理会社に指導してもらっているがあまり改善されていない。ごみ箱の老朽化も進んでいるため更新も含めて再度の指導をお願いしたい。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 共同住宅のごみステーションについては、特に排出状況の悪い所や、不衛生な状態が続いている所の管理会者に対し、適正に管理するよう指導を行っております。 御指摘の共同住宅につきましても、ごみステーションの適正管理について、これまでも何度か指導を行っておりますが、8月4日に改めてごみ箱の更新と周辺の清掃について要請しております。 なお、管理会社からは9月中には新しいごみ箱に交換すると伺っており、管理会者と市でごみ箱の設置場所について現地確認を行ったところあります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>令和2年9月上旬に、ごみ箱周辺のごみ処理と、ごみ箱の交換を行ったと報告をいただきました。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
					A	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	3	<p>【ごみ不適正排出ステーションへの対策について】 新開明野元町町内会</p> <p>ごみの不適正排出は、共同住宅周辺ステーションで多く見受けられ、周辺住民から町内会への苦情も多く苦慮しています。その所は、市の強力なリーダーシップを期待するところですが、残念ながら一向にごみ排出改善が見られず、町内会役員と近所の住民が清掃するという悪循環が続いています。「苫小牧市共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」からオーナーや管理会社に協力要請や指導をしていただくとともに、所有者に行政指導が可能な条例制定を強く要望いたします。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 本市では、共同住宅のごみ排出マナーの向上を図ることを目的として、毎年「苫小牧市共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を開催しております。この協議会では、ごみ排出ルールの周知や不適正排出防止対策について情報交換を行っております。さらに、悪質なごみステーションについては、市と住宅管理者が立合いのもと違反ごみの開封調査を行い、排出者を特定して指導するなど、不適正排出防止の取組を行っております。</p> <p>しかし、入居者の排出マナーの改善はモラルの問題もあり難しいため、市でも苦慮しております。今後も粘り強い対応が必要と考えておりますので、排出状況の悪いステーションがございましたら、ゼロごみ推進課(55-4077)まで御連絡をお願いします。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>令和2年9月、ごみステーションに溜まっていた不適正なごみの処理を行っております。</u> <u>管理会社からは、今後不適正に出されたごみは、定期的に処理をしながら管理を行っていくと伺っております。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	4	<p>【施策終了後処分する大型ごみの扱いについて】 新開明野元町町内会</p> <p>町内会活動の一環として青翔中学校区児童生徒育成連絡協議会と連携し、毎年、交通安全標語を募集し「交通安全標語板」を交差点付近電柱に設置し通学時の交通安全注意喚起をしています。この施策は、一定期間終了後撤去し、翌年新しい「交通安全標語板」に交換します。そのため、古い看板を処分するため市清掃センターに持ち込んだところ受け入れを拒否されました。理由は個人の大型ごみに該当しないとのことでした。</p> <p>校区連と看板作成費を分担し、撤去後の処分です市清掃センターに受け入れを拒否されたことから、市として町内会活動等に伴う大型ごみの処分方法についての改善策の検討を要望します。</p>	<p>事業活動から出る「金属くず」は、産業廃棄物となります。町内会から出される看板については、鉄板と木製枠で構成されており、分別されれば50センチメートル未満の木材は、沼ノ端クリーンセンターで受入可能です。鉄板については産業廃棄物となるため、沼ノ端クリーンセンターでは受入れできませんのでよろしく願いいたします。</p>	A	環境衛生部 ゼロごみ推進課
	環	4	<p>【施策終了後処分する大型ごみの扱いについて】 新開明野元町町内会</p> <p>町内会活動の一環として青翔中学校区児童生徒育成連絡協議会と連携し、毎年、交通安全標語を募集し「交通安全標語板」を交差点付近電柱に設置し通学時の交通安全注意喚起をしています。この施策は、一定期間終了後撤去し、翌年新しい「交通安全標語板」に交換します。そのため、古い看板を処分するため市清掃センターに持ち込んだところ受け入れを拒否されました。理由は個人の大型ごみに該当しないとのことでした。</p> <p>校区連と看板作成費を分担し、撤去後の処分です市清掃センターに受け入れを拒否されたことから、市として町内会活動等に伴う大型ごみの処分方法についての改善策の検討を要望します。</p>	<p>事業活動から出る「金属くず」は、産業廃棄物となります。町内会から出される看板については、鉄板と木製枠で構成されており、分別されれば50センチメートル未満の木材は、沼ノ端クリーンセンターで受入可能です。鉄板については産業廃棄物となるため、沼ノ端クリーンセンターでは受入れできませんのでよろしく願いいたします。</p>	C	環境衛生部 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	環	5	<p>【直接搬入ごみの一時集積場所の設置について】 川沿町町内会</p> <p>現在、ごみの直接搬入施設は沼ノ端クリーンセンターのみですが、苫小牧市は東西に長いので西部に居住する市民が沼ノ端までごみを持ち込むには自動車ですら40分以上かかる地域もあります。また、直接搬入の混雑状況によっては現地での待ち時間も発生することになり、移動時間と待ち時間に多くの時間を費やすこととなります。</p> <p>つきましては、ごみの直接搬入の利便性向上のため、市内西部の直接搬入ごみの一時集積場所を設置いただきたく要望いたします。</p>	<p>本市のごみ処理は、平成30年度以前は糸井清掃センターと沼ノ端クリーンセンターの二施設で処理しておりましたが、市民の皆様の御協力によりごみ量が大きく減少した結果、現在は沼ノ端のみで処理可能となりました。</p> <p>御要望の市西側の一時集積場所については、ごみ処理コストが大きく削減されたところであり、加えて新たな施設整備や管理体制を要するため、現時点では整備計画はございません。このため、西部地域にお住いの方がごみを持ち込む場合は、遠く沼ノ端まで運搬していただき、大変御不便をお掛けする形となっておりますが、御理解をお願いいたします。</p> <p>また、沼ノ端クリーンセンターへごみを持ち込む方は、昨今の断捨離ブームに加えて、コロナ禍で家の大掃除をする方が多く、大変増えております。特に3～4月の引越し時期や五月の連休、お盆休み、年末は大変混雑します。混雑対策については、これまでも作業員による交通整理など対応しておりますが、今後は市ホームページやSNS等を活用して、混雑状況や空いている時間帯を情報発信する等により市民の利便性向上に努めたいと考えております。</p>	C	環境衛生部 施設管理課 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	環	6	<p>【資源物回収の継続について】 山手町内会</p> <p>資源物回収団体として月1回戸別収集方式で回収事業者にお願ひし回収を行ってきましたが、当町内会からの収集量の減少、収集方法の効率の悪さ、事業者側の人員不足、価格の低迷、などの不採算要素が主原因で、今後回収の継続が困難な状況にあると事業者より通知ありました。現在、事業者と協議中ですが行政サイドから多種多様なバックアップをお願ひし、次年度以降も継続できるよう事業者・回収団体両者に支援と指導をいただきたい。当町内会のみならず今後全市的な状況も想像されますので。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 集団回収奨励金制度は、リサイクルの推進を目的とし、市から町内会等の登録団体へ奨励金を支払うことで市民のリサイクル意識が高まり、資源物の回収量が増えるよう平成20年度から実施しております。 しかし、8月下旬に回収業者から市に相談があり、近年は資源物の買取価格の下落や業界の人手不足により、会社の経営は厳しい状況と伺いました。また、回収団体が増えた一方で新聞紙など資源物の回収量は減少しているため、一回当たりの回収効率が悪化しているとのことでした。 この話を受けてゼロごみ推進課としては、9月14日に貴町内会と回収業者、市の三者で協議し、9月24日には資源リサイクル協同組合と協議したところであります。 リサイクルを取り巻く社会情勢は厳しい状況ですが、集団回収は本市のリサイクル推進に寄与してきた重要な取組であると認識しており、今後も本制度を継続したいと考えております。 この問題の対策案として、資源物回収の集積や積込作業を各団体に手伝っていただく方法や、団体毎に複数回ある同一地区内の収集日を統合する方法などを考えております。しかし、何れの対策も町内会連合会をはじめとする関係者の皆様との合意形成が必須となりますので、来年度に向けて引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 <u>苦小牧資源リサイクル協同組合との協議を進めてきた結果、今後も集団回収事業を継続するため、新規に登録を希望する団体に対して、既存の回収団体と回収回数調整などについて協議していただくよう、協力をお願ひすることとしております。</u> <u>このほか、現在、ごみステーションを利用して回収しておりますが、資源回収できる臨時的なステーションの設置など、引き続き協議してまいりたいと考えております。</u></p>	B	環境衛生部 ゼロごみ推進課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
			<p>(前ページより)</p> <p>こうした中で、事業者が戸別説明の際、数年後には、現在の採取現場よりも更に住宅地との境界に最も近い区域(住宅地から距離にして約十数メートルと思われる)での採取事業についても、慎重に計画中との話も出され、今まで以上に日常生活に対する大きな不安を抱え、中止を求める声も大きくなっております。</p> <p>また、事業者による住民への戸別説明した中で、数年以内には、「もえぎ町内会」側でも採取事業を行う計画中であることの話もありました。</p> <p>市の環境保全課等では、住民からの相談を受け、騒音測定などを行ったりしましたが、基準値を超えることはなく、また、防音のために塀を高く設置させるなどの指導を行ったと聞いております。</p> <p>同事業は許可を得て行っている事業であり、町内会としては、中止を求めることができる法的根拠を見出すことができないため、中止を求める住民への説明もできず、事業者に対し、住民の声を届け、事業者による対応を求めるにとどまっております。</p> <p>そこで、次の点について、市の担当部署の御意見等を伺いたいと思います。</p> <p>1 一般住宅地に隣接する「市街化調整区域」での数年にわたる砂利採取事業等の適否について</p> <p>2 「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」第2条に定める周辺住民に対する採取計画の概要についての「周知」とは、「単に知らしめる」ことなのか、「同意」・「了承」までを求めているのか</p> <p>3 事業者による地域住民への住民説明会の実施について</p> <p>4 事業に伴う「騒音」・「振動」・「砂塵飛散」の防止として、事業者が講じている以外にどのような方策があるのか</p> <p>5 市又は道による事業者への「騒音」等に対する行政指導等の有無及びその在り方について</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>4 本砂利採取場につきましては、これまでも地域住民から騒音や振動に関する相談を受けております。その都度北海道と協議し、内容を事業者に伝え、状況に応じた騒音・振動の防止措置が講じられています。今後も、地域住民から相談があった場合には、その状況に応じた有効な対策が講じられるよう関係者と協議し、事業者に対応を求めてまいります。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>5 砂利採取につきましては、北海道の認可案件となります。「北海道砂利採取計画の許可に関する条例」に基づき、知事が必要と認めた場合には、事業者は申請前に住民周知等の対応を行うことと規定されております。また、事業者から砂利採取の申請書が北海道に提出された際、市に対して事前協議の照会があります。</p> <p>市としましては、騒音・振動について慎重に対策の検討を行った上で着手すること。また、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は、誠意をもって対応すること。などの意見を付して対応しております。また、これまでも、騒音等に関して地域住民の方から市に御相談いただいております。その際市では、南側の住宅地境界付近に騒音・振動測定器を設置し、事業者には住宅地における環境基準値以下とするよう協力を求め、「作業方法などの改善」、「作業時間の変更」、「機械等の改善」、「防音壁の設置」などの対策について理解を得、対応してきております。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>6 砂利採取に伴う騒音等の相談窓口につきましては、砂利採取認可を所管している北海道が主となります。なお、苫小牧市の行政区域内の騒音に関する相談は、市環境保全課でもお受けいたします。対応につきましては、北海道と協議し進めてまいります。</p> <p>(環境保全課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
			<p>(前ページより)</p> <p>6 事業に伴う「騒音」等に対する相談窓口が「道」又は「市」のどちらになるのか</p> <p>7 住民が不安視している掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」についての市としての認識の有無及び現状確認</p> <p>8 本事業を行うに当たって、事業者が土地の所有者と交渉し、了承を得た上、事業計画を道に申請しているが、事業による騒音等を理由に地域住民が土地所有者に対し、了承等取り消しを求めることが可能なのかどうか</p> <p>9 事業所入口に掲げられている、次の標識の意味するところについて</p> <p>○苫小牧市自然環境保全条例 開発行為許可標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 着手 平成27年6月7日 完了 令和3年3月31日 ・開発行為種別 樹木の伐採及び伐根 	<p>(前ページより)</p> <p>7 本現場においては、表土掘削時や砂利採取後の埋戻し作業の際に、水位が上昇してしまう最小限の量だけ川に排水していますが、取水目的で地下水を大量に汲み上げていないことから、地下水位への影響はないものと考えております。なお、北海道の条例で災害の防止に関する規定がございますので、相談などがあった場合には北海道と協議を行い対応してまいります。 (環境保全課)</p> <p>8 認可権者の北海道から「土地所有者と地域住民の交渉に関しては、コメントする立場にない。」と伺っております。 市としましては、これまでの採取事業において騒音や振動の発生により、周辺住民からの苦情や意見が寄せられた経緯があり、周辺地域への環境影響や周辺住民に不安を与えないよう、今後におきましても事前の説明及び対策が確実に実行されることを、北海道に強く求めてまいります。 (道路維持課)</p> <p>9 苫小牧市自然環境保全条例は、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として制定された条例となっております。 当該標識につきましては、この条例に基づく開発行為の許可を市から受けていることを示すもので、樹木の伐採及び伐根等を伴う開発行為に対しては、緑地の保護や回復に必要な措置をとることを条件に許可しております。 (環境生活課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>E</p>	

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
				<p>(前ページより)</p> <p>【令和3年3月末時点回答】</p> <p>3 令和2年11月18日 <u>すずらん町内会、砂利採取事業者、認可権者である北海道、苫小牧市が参加し意見交換会が実施されました。</u></p> <p><u>今後の砂利採取事業計画につきましては、町内会より集会での周知を要望されており、砂利採取事業者に、住民説明会を実施するよう求めてまいります。</u></p> <p>(道路維持課)</p>	B	
	環	8	<p>【飼い犬の散歩と糞の始末】 明德四丁目町内会</p> <p>一昨年から毎日のように大型犬を連れて、当団地内を道路を散歩に来る人が居て、朝決まった場所に到着し、脱糞させ終わったら褒美の餌を与えたのち、ビニール袋で糞を掴み取り、それを、いつものように草原に放り投げて帰路につきます。昨年立てて頂いた「犬や猫の糞尿禁止」の看板のすぐそばです。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】</p> <p>対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p>【令和3年3月末時点回答】</p> <p>対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苫小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p><u>後日、町内会長様と協議の上、市営住宅敷地内の注意看板を、より強く警告する内容のものに変更しております。</u></p>	B B	環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	環	9	<p>【飼い犬の散歩と糞の始末(その2)】 明德四丁目町内会</p> <p>決まったように、大型犬を連れて来て決まった場所の道路際に放糞させ、それを拾うことなく立ち去って行くのを見ます。</p> <p>他にも犬を連れた散歩者がいますが、近隣の町内から来ていると思われるので、各町内会で、この事例を発表して、注意を促してほしいと思います。</p>	<p>【ミーティング開催時回答】 対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苦小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p>【令和3年3月末時点回答】 対象者の特定が可能でしたら、御連絡願います。適正な飼育につきまして、対象者へ直接指導を行うことといたします。※苦小牧市畜犬の取締り及び野犬等の掃とうに関する条例(畜犬の飼育)第2条の3</p> <p><u>後日、町内会長様と協議の上、市営住宅敷地内の注意看板を、より強く警告する内容のものに変更しております。</u></p>	B	環境衛生部 環境生活課
					B	

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	環	10	<p>【エキノコックス感染予防のためのキツネ対策のお願い】 船見町港北町内会</p> <p>6月6日(土)の北海道新聞夕刊一面にエキノコックス感染症が特集されていました。6月18日現在船見町では5頭以上のキツネが生息しているのが確認されています。北海道に生息するキタキツネはエキノコックスと言う寄生虫を媒介する動物です。苫小牧保健所管内(苫小牧・白老・安平・鶴川・厚真)で平成にはゼロ人でしたエキノコックス症の患者が昨年3名発生しました。キツネのエキノコックスの感染率は2018年で43%です。現在船見町で確認されているキツネは5頭ですので少なくとも2頭は感染している可能性があります。公園などでキツネの糞がたくさん確認され人に感染する可能性は非常に高いと思われますが、市に相談すると動物保護法で捕獲はできない、駆虫剤(ベイト)投与をしてほしいと話を向けても、「投与してもキツネが感染したネズミを食べると再感染する。またキツネがなついで、かえって危険性が増す」と消極的な答えが返ってきます。苫小牧保健所に確認するとベイトは一ヵ月一度位なら問題なく投与出来るそうです。エキノコックスは5年～10年と潜伏期が長い感染症です。10年後にエキノコックス症が発生したら、市の責任が問われないとは言えないと思います。キツネの捕獲が難しいなら、自然動物と共存するために感染予防のためキツネにベイト投与をしていただけるようお願いいたします。</p>	<p>市街地に出没するキツネ対策につきましては、キツネが市街地に出没する原因を特定し、原因を除去することが重要と考えております。</p> <p>御要望の船見町に出没しているキツネにつきましては、何度か職員が、現地調査を実施しております。キツネが寄り付く原因の特定には至っておりませんが、キツネが通り道として使っている可能性のある場所が数か所見つかっておりますことから、その周辺にエキノコックス対策として駆虫薬の散布等、対応について検討してまいります。</p> <p>なお、エキノコックスが寄生したキツネの糞と一緒に排出されるエキノコックスの卵が口に入ると感染する危険がありますが、卵は、熱や乾燥に弱く、仮に糞から卵が空気中に舞うような状態では感染性はないことから、キツネに触らないことや、外から帰ったら必ず手を洗うことで感染を予防することができます。</p>	B	環境衛生部 環境生活課

再掲	記号	要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
★	環 都	11 56	<p>【北光町未来の森公園への鹿よけ対策】 北光町町内会</p> <p>北光町未来の森公園に鹿が出没しています。公園に付属している市民農園では、周囲に網を張り巡らし食害を防いでいます。鹿は日中でもたまに見かけるようになりまし。公園は多くの住民の憩いの場で、小さな子どもさんも遊んでいます。住民と鹿との接触も予想されます。鹿が危害を及ぼすことは考えにくいのですが、万が一に備えて鹿よけ対策をお願いします。</p> <p>注意喚起用看板設置「鹿出没注意」、忌避剤設置、監視カメラ設置による把握等。監視カメラは不審者対策にも効果があるものと思われまし。</p>	<p>北光町未来の森公園の鹿よけ対策につきましては、御提案頂きました対策を含め、どのような対策ができるのかを、関係部署と連携し検討してまいります。</p> <p>また、注意喚起看板につきましては、できるだけ早く設置させていただきます。</p>	B	<p>都市建設部 緑地公園課</p> <p>環境衛生部 環境生活課</p>